

会 議 録 (概要)

会議の名称	平成29年度第1回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	平成29年8月22日(火) 午後2時開会 午後4時閉会
場所	佐渡市役所本庁 会議室棟 第2会議室
議題	1 会長の選任について 2 副会長の選任について 3 個人情報業務の登録について(航路運賃低廉化事業(島民限定))
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	委員 中嶋 羊一、永井 恭子、藤井 光、山口 恵、 名畑 岐、矢島 陽子、佐藤 友典 事務局 総務課 課長 甲斐 由紀夫 課長補佐 本間 賢一郎 法規係長 桑崎 徳彰 法規係員 石川 奏重
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
	<p>1 議事第1号 会長の選任について 委員の互選により、中嶋委員が会長に選任された。</p> <p>2 議事第2号 副会長の選任について 委員の互選により、永井委員が副会長に選任された。</p>

<p>交通政策課 本間課長 高津補佐 堀係長</p>	<p>3 議事第3号 個人情報業務登録（航路運賃低廉化事業（島民限定））</p> <p>※担当課より事業及び個人情報取扱業務に関する説明</p> <p>（1） 諮問の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月から有人国境離島法に基づく航路運賃の島民割引が行われている。この制度の目的は、国境に接している島に対して、そこに住んでいる島民の生活の向上を図ることにある。この島民割引については、佐渡市民であるということの確認が必要になる。現在、佐渡汽船において、運転免許証や健康保険証による本人確認を実施しているところである。 ・10月1日からは、「佐渡市民サービスカード」（以下「島民カード」という。）という島民であることを証明するカードを提示することにより、運転免許証等の個人の証明書を提示しなくても、券売機や窓口で島民割引の切符が買えるようになる。 ・この業務に関して、個人情報を取り扱うことになるため、今回審議会で諮問したもの <p>（2）10月以降の島民割引利用手続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島民カードは、佐渡市において住民登録している者に発行される（9月頃発送）。新規で佐渡市民になった者についても、その段階で順次に発行する。島民カードには、氏名、住所、カード専用の番号が記載され、QRコードを付与する。 ・島民割引の切符を購入したい場合は、島民カードを佐渡汽船の窓口で係員に提示して、又は券売機にQRコードを読み取らせる。 →券売機での島民確認が可能になることにより、乗船手続の利便性の向上が期待される。 <p>（3）個人情報の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この航路運賃低廉化事業においては、通常の運賃と割引後の運賃の差額分を国・県・市で負担することになるが、国から支給される交付金の額の算定のため、どのくらいの島民がこの制度に基づいて利用したのかということの報告が必要になる。また、この制度が税金を使った制度であることと、島民に限り割引が適用になるというものであることから、島民確認をしっかりと行う必要がある。 ・島民カードを利用し、島民割引の切符を購入した情報は、佐渡汽船に蓄積される。佐渡汽船では、それぞれのカードに付与されている番号に、どのカードでどの切符を買ったのかという情報が紐付けされる。その情報を、一定期間ごとに佐渡汽船から佐渡市に提供し
----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>名畑委員</p>	<p>てもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QRコードには、氏名や住所といった情報は一切入っていない。情報自体も暗号化されている。
<p>交通政策課</p>	<p>【質疑】 佐渡汽船には、個人の島民割引の利用状況は把握されるのか。</p>
<p>名畑委員</p>	<p>佐渡汽船では、そのカードがどこのだれのものかはわからない。</p>
<p>交通政策課</p>	<p>佐渡汽船から佐渡市に、その人のカードの利用情報が送られるというのは、個人管理にならないか。自分がどこへ行こうとなぜ市から管理されなければならないのか。</p>
<p>交通政策課</p>	<p>この制度は、国や県から交付金をもらう関係で、島民が利用したということの確認が必要になり、そのために個人情報の取得が必要になる。もし、自分の島民割引の利用についての情報が知られたくないというのであれば、島民割引の利用をしないという選択がある。</p> <p>他市では、島民割引を利用したい場合は、申請書に氏名、住所といった情報を書いてもらっている。それを、佐渡市で実行しようとする窓口がパンクしてしまうおそれがあるという判断のもと、カードのみによる簡便なシステムにするというものである。</p>
<p>名畑委員</p>	<p>例えば、本人が、自分の島民割引の利用について知られるのは嫌だから、別に情報を提供してまで割引してもらいたくない、島外の人の場合と同じ値段でもよいから、情報は管理しないでくださいということとはできるのか。</p>
<p>交通政策課</p>	<p>できる。カードを返還してもらうか、カードを使わないで切符を買っていただいてもかまわない。</p>
<p>中嶋会長</p>	<p>(4) 本人以外の者からの個人情報の取得について 佐渡市個人情報保護条例第9条第1項の規定により、実施機関は、個人情報を取得するときは、原則として本人から直接取得しなければならないことになっているが、同項各号のいずれかを満たせば本人以外の者からの取得が認められる。このうち、本件においては、同項第8号の「審議会の意見を聴いたうえで、本人から取得したのでは個人情報の取扱いに係る業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認め</p>

<p>交通政策課</p>	<p>るときその他本人以外のものから取得することに相当の理由があると実施機関が認めるとき」という規定により、本人以外の者（佐渡汽船）から個人情報を取得すると実施機関は考えているが、その点について説明を求める。</p> <p>さきほども例で挙げたように、他市では、島民割引利用の際には、カードの提示の他に申請書を書くという行為まで必要としているところがある。これを佐渡市で実行しようとする、利用者にとっても行政にとっても負担になる。</p> <p>また、佐渡汽船では、だれがどの便で利用したかというのはいわゆる分からない。佐渡汽船からの情報が集積されて、最終的に、佐渡市において、だれがどの便を使ったということがわかるというものである。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>佐渡汽船ではだれがいつどの便に乗ったかという情報はわからないが、市民レベルでいえば、佐渡汽船はわからなくても佐渡市はわかっているということになり、佐渡汽船がわからなくても佐渡市がわかるのは嫌だというのがあろうと思う。しかし、それは制度上、島民割引を利用するにはそういった情報が把握されることを受忍しなければならないということだが、これを「権利の侵害だ」という人がいたとして、それに比べて、それでもこの個人情報を取得することには「相当な理由」があるから適切だと。この比較がポイントになってくるのではないかと思うのだが、どうか。</p>
<p>交通政策課</p>	<p>国の有人国境離島法に基づき、地域社会維持推進交付金を受けて運賃の低廉化を行うということ、そして交付金の制度上、国・県・市で負担するというのがこの制度の趣旨であるが、この趣旨を佐渡市は受け入れるということは決定している。その上で、国の指導により、島民カードという制度をつくった。それで、もし、個人がそういう個人情報を挙げたくないということであれば、それは個人の問題となる。</p>
<p>名畑委員</p>	<p>(5) 個人情報の管理・保存について</p> <p>佐渡汽船からくる情報は、交通政策課の中だけで管理するのか。それとも、庁舎内で見れるようにするのか。また、異動した者については見れないようにするのか。</p>
<p>交通政策課</p>	<p>他の部署の職員が、その情報を見れるというのは一切ない。佐渡市のシステムは、インターネットなどを遮断している。佐渡汽船か</p>

永井副会長	<p>らの情報については、交通政策課の限られた職員しか閲覧ができないことになっている。このシステムに入るには、IDとパスワードが必要になる。また、異動した者についても、パスワード等を切り替えることで、異動後は見れないようにする。</p> <p>佐渡汽船から提供された情報は、どのくらいの期間保管をしておくものなのか。国などからの交付金の支払いが終わった後は、必要のないデータになるわけだが、その後は削除するのか。保管するとすればどのくらいまで保管するのか。</p>
交通政策課	<p>補助金適正化法とのからみもあり、また、会計検査院の検査が入る可能性があるので、5年間は保管しておかなければならない。そのあとは消去をする。</p> <p>(このほか質疑応答を踏まえ、審議の結果、個人情報取得について承認されることとなった。)</p>